

県南広域振興局長告示第81号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年5月22日

県南広域振興局長 田村均次

1 就任

理事

高橋勝哉	花巻市石鳥谷町五大堂第17地割64番地2
大竹公司	八重畑第15地割29番地
横田穰	関口第19地割20番地1
渊澤吉和	八重畑第4地割1番地5
佐々木保郎	新堀第9地割7番地
高橋勝男	第38地割12番地
大澤善一	第52地割20番地
福山勝一	第43地割132番地3

2 退任

理事

佐々木長孝	花巻市石鳥谷町新堀第52地割8番地
大竹公司	八重畑第15地割29番地
高橋淑郎	新堀第46地割22番地
高橋勝哉	五大堂第17地割64番地2
佐々木信夫	新堀第15地割38番地1
横田穰	関口第19地割20番地1
佐々木保郎	新堀第9地割7番地
渊澤吉和	八重畑第4地割1番地5